

～中小企業者等が生産する新商品・提供する新役務の調達のを拡大します～

## 令和5年度(2023年度) 新商品トライアル制度 募集のご案内

新商品・新役務の販路拡大をお考えの道内中小企業者等の皆様へ

道では、道の事務事業の効果的・効率的執行や住民福祉の向上等に資する新商品・新役務を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しており、この度、令和5年度(2023年度)の認定申請受付を開始いたしました。詳細については、下記をご覧ください。

### 1 申請受付期間

令和5年(2023年)9月13日(水)～令和5年(2023年)11月15日(水)

※ 本制度に係る募集要項、申請書様式は、北海道のホームページからダウンロードできます。

【道ホームページURL】

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial/164881.html>

### 2 応募できる方

次のいずれかに該当する者が応募できます(次項の認定要件についても満たす必要があります)。

- (1) 道内に本店を有する中小企業者
- (2) 道内に住所を有する個人
- (3) 道内に主たる事務所を有する北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体(NPO)
- (4) 道内の事業協同組合等

### 3 認定の要件 ※平成28年度の募集から役務(サービス)も対象になりました。

新規性に優れた商品又は役務で、技術の高度化、経営能率の向上又は住民生活の増進に寄与し、次の要件(抜粋)を全て満たすものです(詳細は道ホームページをご覧ください)。

- (1) 申請時点において、既に道内で販売され、販売開始から5年を経過していないこと。
- (2) 道の機関で、今後3年以内に購入する見込みがあること。
- (3) 道内で生産する新商品は、道内の工場で生産又は加工したものであること。
- (4) 新商品又は新役務について適用される関係法令等を遵守していること。

### 4 認定されると?

- (1) 道は、必要な機能や数量、価格、予算等を勘案し、随意契約制度などの活用により新商品・新役務の購入に努めます。

◆ 購入実績(一例)

- ・ 椅子型担架(座面と背もたれを作るフレーム部分を折り曲げて椅子型にした担架)
- ・ 制菌加工フィルター(菌の増殖を抑制する機能を備えたフィルター) など

◆ 認定実績

- ・ ハーブな絨毯(ハーブを高密度に植栽したロール状のマット)
- ・ Glexa(グレкса)(対面効果を強く意識した文教機関向けe-ラーニングシステム) など

- (2) 表彰企業プレミアムパッケージ事業(認定後の支援)

道では表彰等を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。

- ・ 受賞技術、商品を道庁本庁舎1階道政広報コーナー等でPR
- ・ 低利で融資する、北海道中小企業総合振興資金の「政策サポート」枠の優遇金利を適用(資金使途:事業資金 融資金額:1億円)等

## 5 申請方法及び提出先

新商品又は新役務ごとに、北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係まで、申請書類を1部、郵送（必着）または持参してください。申請書類（認定申請書、計画書）の様式は、道のホームページで入手できます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial/164881.html>

◆ 申請書類一覧（各1部添付してください。）

- ① 認定申請書、実施計画書
- ② 定款（個人の場合は住民票）
- ③ 直近2営業年度の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
- ④ 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明（直近1年分）
- ⑤ 新商品等に関する資料（カタログ、写真、プレゼン資料等）

◆ 申請書提出先

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係

## 6 問い合わせ先

北海道庁 経済部 地域経済局 中小企業課 小規模企業係

TEL：011-204-5331（直通）

e-mail：keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp

## 7 留意事項

- (1) 本制度での認定により、道が品質等を保証するものではありません。
- (2) 認定しても道の購入を確約するものではありません。
- (3) 認定した商品を道が工事で使用または発注する場合、本制度による随意契約は適用されません。
- (4) 申請書類及び添付書類に記載された個人情報、本事業に関してのみ使用します。
- (5) 申請書類に含まれる著作物等の著作権は道には帰属しませんが、公表その他本事業に関して必要と認める用途に用いる場合には、道はこれを無償で使用できるものとします。
- (6) 申請する商品等が、第三者の特許権などの産業財産権その他日本国の法令に基づいて保護される権利に抵触する場合には、その責任は申請者が負うものとします。

※ このパンフレットは、概略を説明したものです。申請に当たっては、必ず、道のホームページ等で、「募集要領」や「Q&A」をご覧になり、記載された事項を了承の上、提出してください。